

平成 25 年 6 月 7 日 制定

平成 29 年 6 月 20 日 改正

令和 3 年 10 月 20 日 改正

学生からの購入希望図書の選書基準について

図書館長

学生からの購入希望図書について、以下の選書基準を基に審議し、可否を決定する。

【選書基準】

- ・ 正課の学修で利用する書籍であること。
- ・ 多数の学生にとって有用な書籍であること。
- ・ 永続的利用に耐えられる内容であること。
- ・ 公俗に反しない内容であること。

- * 上記の基準で判断できない書籍については、有識者の意見を基に図書館長が判断する。
- * なお、図書延滞中の学生からの希望図書は受け付けない。
- * 予算状況によっては、上記の基準を満たしていても、購入できない場合もある。